

FAMICの組織改編(農薬検査部等)について

FAMICには、農薬として登録してよいか判断するための審査などを行っている農薬検査部があります。農薬の審査内容は、科学技術の発展、食品安全や環境保護への関心の高まりをうけて常に見直されており、必要な試験の方法や種類が追加又は変更されています。そのため、農薬検査部等における効率的な組織体制の確保と適正な要員配置を検討して、令和8(2026)年4月1日付けで以下のように組織を改変しました。

1 業務内容の変更に伴う課名変更

①農林水産省に審査分野ごとの農薬審査官が配置され、農業資材審議会農薬分科会においても、4つの専門部会(農薬原体、農薬使用者安全評価、蜜蜂影響評価、生物農薬評価)が設置されました。

この体制整備により、各審査分野で農林水産省とFAMICの各審査課が連携して審査を進めることが可能となり、これまで審査調整課が担っていた集約・協議の業務が不要となることから、課名を変更することとしました。

なお、今後は農薬審査統括官が審査全体を総括し、進捗管理を行っていきます。



審査調整課 → 登録管理課

②みどりの食料システム戦略では、2050年までに化学農薬の使用量を50%削減することが目指されています。

これを受け、化学農薬に替わる農薬の開発が推進される中で、生物系農薬の登録審査を先導する部署が必要となりました。そのため、業務内容に合わせて課名を変更します。

農薬有効性審査課 → 生物効果審査課

③2024(令和6年)度から、有機JAS格付品の残留農薬分析に関する業務が農薬検査部へ移管されたことなどを踏まえ、業務内容に合わせて課名を変更します。

なお、これまで行っていた農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務については、2026(令和8)年度から農薬検査部一箇所に集約することとしています。

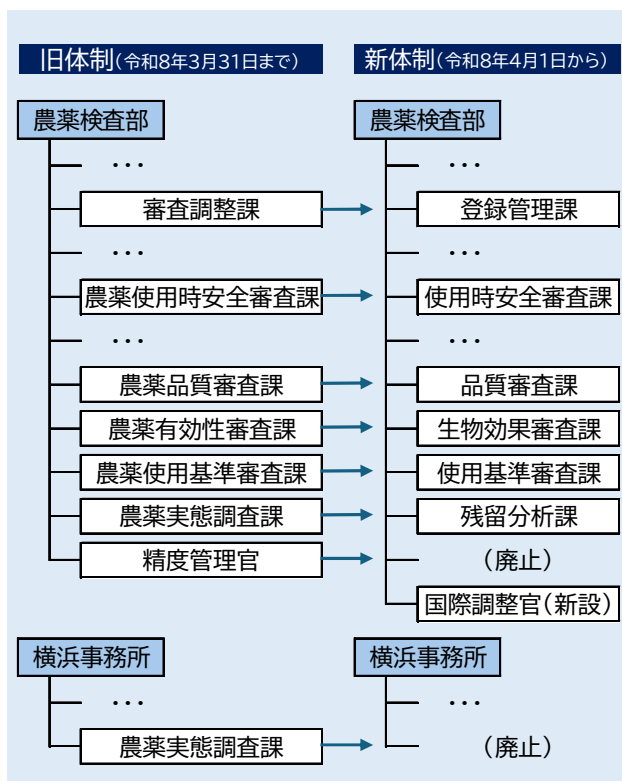
農薬実態調査課 → 残留分析課



2 国際調整官の新設

農林水産省から、OECDにおける農薬評価に関するテストガイドラインの検討や、GLP調査の世界水準との整合に向けて、我が国として積極的に対応することが求められています。

また、海外情報の収集についても、これまで以上に農林水産省と密接に連携して取り組む必要があることから、国際調整官を新設します。



※1①~③の課名変更に合わせて、農薬検査部の他の課名についても部名と重複する「農薬」を削除しました。